

政府一体となったPFI事業の一層の推進に向けた取組方針

〔平成24年8月1日〕
民間資金等活用事業推進会議決定

- 1 国・地方ともに財政状況の厳しさが増す一方、インフラの更新ニーズ等が増大する状況の中で、社会資本の整備等に民間の資金、経営能力等を活用するPFI事業は、民間事業者による実施が適切であるものはできる限り民間に委ねつつ、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、極めて重要な役割を果たすものと期待されるところであり、その一層の活用と普及の促進を図る必要がある。
- 2 PFI推進のため、平成23年PFI法改正により、公共施設等運営権制度の導入、民間事業者による提案制度の導入、PFI対象施設の拡大などPFI制度の拡充が図られ、これを受けた基本方針の改定も行われた。また、PFI事業を金融面で支援する官民連携インフラファンド設立のためのPFI法改正法案が今国会に提出されているところ。
- 3 これらの制度の拡充等を踏まえ、今後、
 - ・ コンセッションやインフラファンドを活用した独立採算型等のPFI事業の具体化
 - ・ 新たなニーズを踏まえたPFI活用分野の拡大
 - ・ 民間提案の活用も含め、地方公共団体や民間事業者等による案件形成に対する支援方策の充実等
 - ・ 事業実績の推移や新たな事業展開の見通し等を踏まえた今後のPFI活用の方向性と目標等のテーマを横串とした政府横断的な取組みが必要。
- 4 特に、デフレ脱却や経済の活性化が強く求められる現下の状況においては、利用料金による事業資金の回収や他の収益事業との組合せを図ること等を通じ、財政負担の大幅な縮減や自由度の高い民間の事業機会の創出を目指す新たなモデルによるPFI事業の掘り起しに重点的に取り組むことが、緊急の課題。事業の類型や政策ニーズの高い

事業分野を念頭に置きつつ、事業モデルの具体化・提示等を通じて、案件形成の積極的な推進に努める。

- 5 この場合、防災や再生可能エネルギーなど特に政策ニーズが高い新たな分野における事業化促進に重点的に取り組む。

また、地域の金融機関や政府系金融機関の有する資金・ノウハウの活用等を通じて地域経済活性化の面での効果拡大に配慮するとともに、PFI法改正法案成立後、官民連携インフラファンドの金融面における支援や専門家派遣の活用による案件形成の促進を図る。

- 6 具体的な進め方として、推進会議の下に、副大臣レベルでの連携・調整の場を設け、当面、案件形成の支援方策の検討、事業モデルの具体化・提示等の作業に取り組む。

- 7 上記のようなPFI事業の案件形成の促進を図るため、PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野につき、平成24年秋及び平成25年年明けの2回に分けて整理する。

また、規制を含む制度の改正、国庫補助金、税制等の制度がPFI導入の阻害要因とならないような通常の公共事業とのイコールフットィングを図るための調整、公共施設等運営権と指定管理者制度等との運用の調整等、関係各省におけるPFI推進体制の充実等への取り組みを進める。

さらに、独立採算型PFIの拡大に資するよう、公共施設整備を行う際に、まずはPFIの実施の可否を検討する制度につき、事務負担の観点にも留意しながら、独立採算型PFIを対象に、2013年度において2014年度予算の編成プロセスから実施できるよう、内閣府と関係省庁が連携・協力して検討を進める。

- 8 これら政府が一体となったPFI事業の一層強力な推進への取り組みにより、PFI事業規模について2020年までの11年間で少なくとも約10兆円以上の拡大を目指すという政府としての目標を踏まえつつ、インフラ事業への民間投資の促進を通じてモノへの需要を顕在化させ、デフレ脱却と経済活性化の実現を目指すものとする。